

第14回成年後見をまなぶ会

「生活保護受給についての事例検討」

高齢者や障害者そして生活困窮者にとっては、生活保護を受給することは生命に関わる問題です。

同じように、彼らを支援する者や成年後見人等にとっても、生活保護の仕組みへの理解は欠かせません。

名古屋市において、生活保護行政を担当する職員は専門職ではありません（横浜市では専門職）。そのため人事異動により、初めて生活保護行政に関わる方もいます。

どのような理由があると生活保護が受けられないのか？

逆に、どのような条件が揃えば、生活保護を受給できるのか？

世帯分離をするには、どのような条件が必要なのか？

具体的な事例をもとにお話し頂きます。と一緒に勉強しませんか。

日時： 11月14日(火) 午後7時～8時40分

講師： 稲葉 健一さん（司法書士）

会場：名古屋市女性会館（イーブルなごや）第2研修室

電話：052-331-5288 住所：名古屋市中区大井町7番25号

<行き方>地下鉄「東別院」下車①出口から徒歩5分

資料代：500円（当日払い）

定員：30名（申込み順）

主催：後見制度を考える会/NPO法人名古屋成年後見センター

申込み先：NPO法人名古屋成年後見センター電話：052(895)2600

☆☆☆FAX 052(892)5648☆☆☆

：メール nagoya@seinenkouken.org

(ふりがな) お名前	
電話番号	
メール	

※メールアドレスを書かれた方には次回からご案内を送信します。

